神奈川県立の21世紀の森「新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」

本ガイドラインは、公益財団法人日本博物館協会が定めた「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和5年3月13日改定)を参考として、神奈川県立21世紀の森として実施すべき基本的な対策を整理して記載したものである。

1 総論

- マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- 一方で、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの 着用を 求めることは許容される。
- o 引き続き、咳エチケット・こまめな手洗い・手指の消毒を要請する。
- 人と人が触れ合わない距離の確保を徹底する。
- 四方を空けた席配置や展示配置を工夫し、対人距離を確保する。
- 施設の消毒を徹底し、換気を実施する。
- 利用人数を設定のうえ必要に応じて利用を制限するなど、利用者が密にならないよう対応する。
- 健康状態等による来館自粛の徹底(平熱と比べて1度以上高い発熱、咳・咽頭痛 などの症状が ある場合も来館の自粛を要請する。)を周知する。
- 団体での利用については、感染防止対策に万全を期し、周知・徹底をする。
- 講座等については、人が密集しないよう基本的な感染防止対策を徹底して実施する。
- 事業者等に対しても、基本的な感染防止対策を徹底するよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 感染拡大等により、施設の業務等に影響が生じるおそれがある場合は、県担当課等と協議して、 必要な対応を図る。

2 利用者の安全確保のために実施すること

- 健康状態等による来館自粛の徹底(平熱と比べて1度以上高い発熱、咳・咽頭痛 などの症状が ある場合も来館の自粛を要請する。)を周知する。
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方などは、利用を控えていただく。
- o マスク着用は個人の判断とする。一方、咳エチケット・こまめな手洗い・手指消毒は要請する。
- パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず、据え置き式とする。
- 閲覧・観覧時は、フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、利用者同士の密が発生しない程度の 間隔(最低1m)を確保するよう呼びかける。
- 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
- 展示室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- o 分散しての体験・鑑賞を呼びかける。
- 体験・鑑賞ルールを掲示し、展示ケースや展示資料・作品への接触は禁止する。
- 感染のおそれがある利用者には、他の者と接触しない場所で休養いただき退館を依頼する。症状が重篤な場合は、救急車が到着するまで、他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。

3 施設管理

- 館内の入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- 定期的な換気を実施する。
- 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場が最小限になるよう工夫し、特に高頻度接触部位を特定し、こまめに消毒する。

高頻度接触部位の例:テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、接触型展示装置、操作用スイッチ、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、車椅子等の貸出機材等

- 受付やカウンター等に列ができる場合は、マーカーの設置等により十分な間隔(最低1 m)を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。
- 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽 する。
- 現金授受の際は、直接手渡ししない。
- ロビー、休憩スペース ・ 飲食は、エリアを限定する。
- 間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- テーブル、椅子等の物品を定期的に消毒する。
- トイレ等、不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒する。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 鼻水、唾液などが付いたゴミや、使用済みのマスク、手袋は、ビニール袋に入れて密閉する。
- 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、石鹸と流水で手を洗浄する。
- 通常の清掃後、不特定多数が触れる箇所を開館前、閉館後に清拭消毒する。
- 食堂も事業者等と連携の上、本ガイドラインと同等の対策を行う。

4 従事者の安全確保のために実施すること

- 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
- 発熱(37.5℃以上又は平熱と比べて高い発熱がある)や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、 出勤を控え自宅で待機する。
- 手洗い、うがい、マスクの適時着用を徹底する。
- 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- 受付等の職員はマスクを常時着用する。
- その他、出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務の ローテーションを調整する。
- 休憩時間に食事をする際には、会話を控える。

5 広報・周知

- 健康状態等による来館自粛の徹底(平熱と比べて1度以上高い発熱、咳・咽頭痛 などの症状が ある場合も来館の自粛を要請する。)
- 人と人が触れ合わない距離の確保の徹底
- 咳エチケット、手洗い・手 指の消毒の徹底

- 差別防止の徹底
- 本ガイドライン及び施設の対応方針の徹底
- 本ガイドラインに従った取組を行う旨を施設の WEB サイト等で公表する。